

日本原子力発電株式会社東海第二発電所
発電用原子炉設置変更許可申請（発電用
原子炉施設の変更）の概要について

平成30年7月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 日本原子力発電株式会社
住 所 東京都千代田区神田美土代町1番地1
代表者の氏名 取締役社長 濱田 康男

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 東海第二発電所
所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1

(3) 変更の内容

昭和47年12月23日付け47原第11624号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた東海第二発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を変更する。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

八、使用済燃料の処分の方法

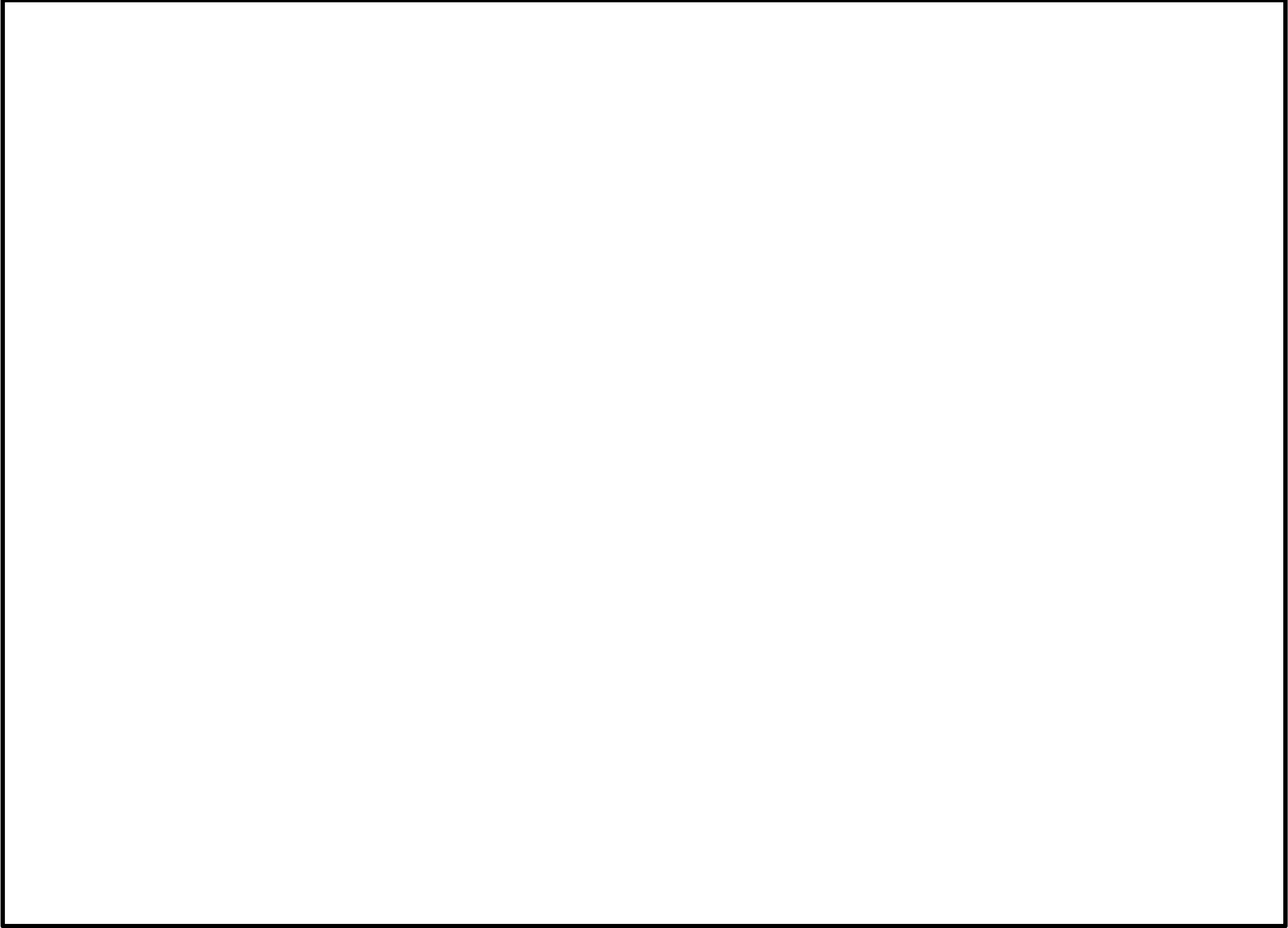
九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加する。あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

※黒枠内は非公開



参考図 発電所全体配置図